

令和8年度西原町予算編成方針

令和8年10月

1. 地方財政収支の仮試算

令和7年8月29日に総務省から「令和8年度地方財政収支の仮試算」が発表された。地方財政収支の仮試算とは、国の当初予算概算要求時に総務省から発表される資料で、都道府県・市町村全体の次年度の歳入歳出総額の見込みとなっている。

歳入歳出の総額は98.9兆円で、対前年度比1.8%（1.8兆円）増となっている。歳出は、給与関係経費で令和7年度人事院勧告等を反映し、対前年度比3.8%（8千億円）増、一般行政経費で社会保障関係費、令和7年度人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給与等、物価高への対応として委託料の増を反映し、対前年度比2.0%（9千億円）増となっている。歳入は地方税等で対前年度比2.1%（1兆円）増、地方交付税で2%（4千億円）増となっている。地方税等、地方特例交付金等、地方交付税を合計した「一般財源」は、68.9兆円で対前年度比2.0%（1.3兆円）増となっている。

この仮試算は地方団体全体の総額見込みであるが、本町の予算編成においても仮試算と同じような傾向となっているか対比する必要がある。国の令和8年度予算編成においては、地方創生2.0の推進、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策の着実な実施などの重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、人件費や扶助費など各分野において町財政への影響が見込まれる。

令和8年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

歳入					歳出						
区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方	区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
地方税等	48.4	49.4	1.0	2.1	中長期の経済財政に関する試算（令和7年8月7日内閣府）による各種指標等を踏まえて試算	給与関係経費	21.0	21.8	0.8	3.8	R7人事院勧告（令和7年8月7日）等を反映
地方税	45.4	46.3	0.9	2.0		退職手当以外	19.9	20.6	0.8	4.0	
地方譲与税	3.0	3.1	0.1	4.0		退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0	
地方特例交付金等	0.2	0.1	△0.0	△22.9		一般行政経費	45.6	46.6	0.9	2.0	社会保障関係費、R7人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給与等、委託料の増を反映
地方交付税	19.0	19.3	0.4	2.0		補助	26.6	27.3	0.7	2.6	
国庫支出金	17.2	17.7	0.5	2.7		福祉	15.9	16.1	0.2	1.2	※物価高への対応として1,200億円を計上
地方債	6.0	6.0	0.0	0.0		国庫補助探検・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.0	
うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	新しい地方経済・生活環境創生事業費	1.2	1.2	0.0	0.0		
その他	6.3	6.3	△0.0	△0.2	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0		
計	97.1	98.9	1.8	1.8	地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0		
うち一般財源	67.5	68.9	1.3	2.0	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	R7年度同様	
うち（交付団体ベース）一般財源	63.8	65.1	1.3	2.1	投資的経費	12.1	12.1	0.0	0.0		
					直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0		
					直轄	6.4	6.4	0.0	0.0		
					維持補修費	1.6	1.6	0.0	0.0		
					公営企業繰出金	2.3	2.3	0.0	0.7		
					公債費	10.7	10.8	0.1	0.7		
					水準超経費	3.8	3.8	0.0	0.0		
					計	97.1	98.9	1.8	1.8		
					うち一般歳出	81.3	83.0	1.7	2.1		

- 注1 地方交付税の要求の考え方については、「令和8年度 地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。
- 3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、予算編成過程において、「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。あわせて、地域デジタル社会推進費、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策事業費及び脱炭素化推進事業費の取扱いも含め、「令和8年度の地方財政の課題」、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。
- 4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。
- 6 「R7計画」は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映したものである。

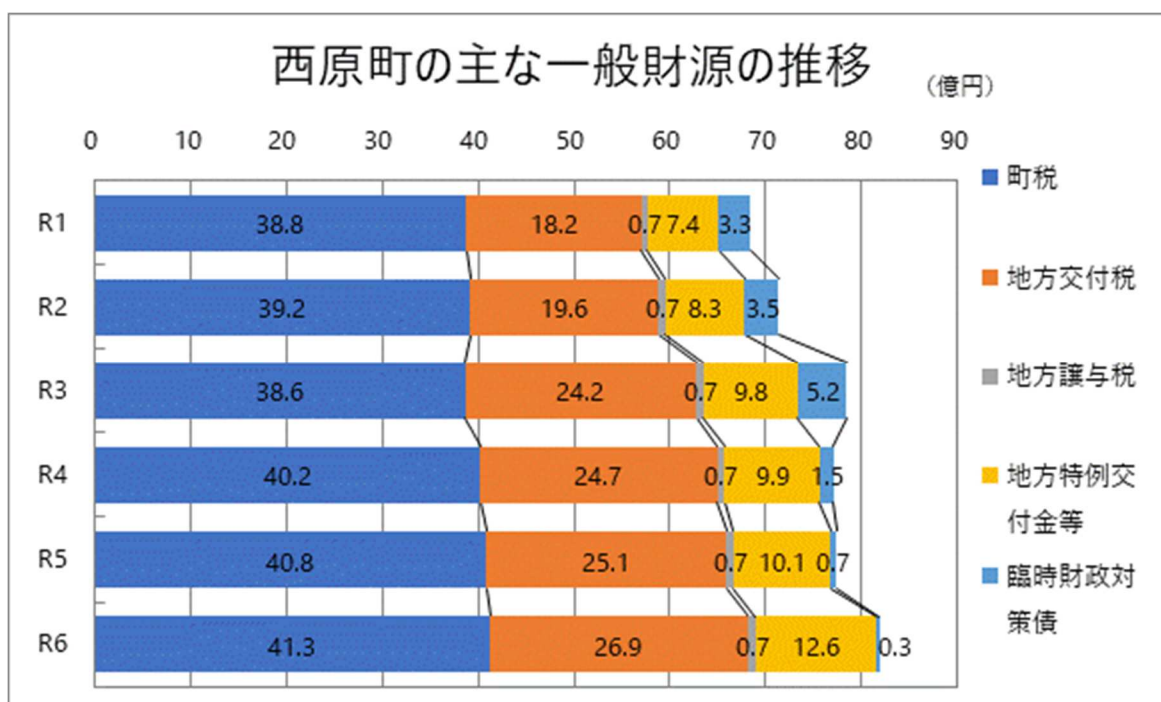
2. 本町の財政状況

(1) 歳入（一般財源額等）

令和6年度決算における歳入総額では、令和5年度決算と比較して4.4億円増の81.8億円となった。町税は令和5年度決算額から0.5億円増の41.3億円となった。主な要因は、固定資産税及び法人町民税の増である。地方交付税は令和5年度決算額から1.8億円増の26.9億円となった。これは臨時経済対策分等として1.7億円の追加配分があったためである。

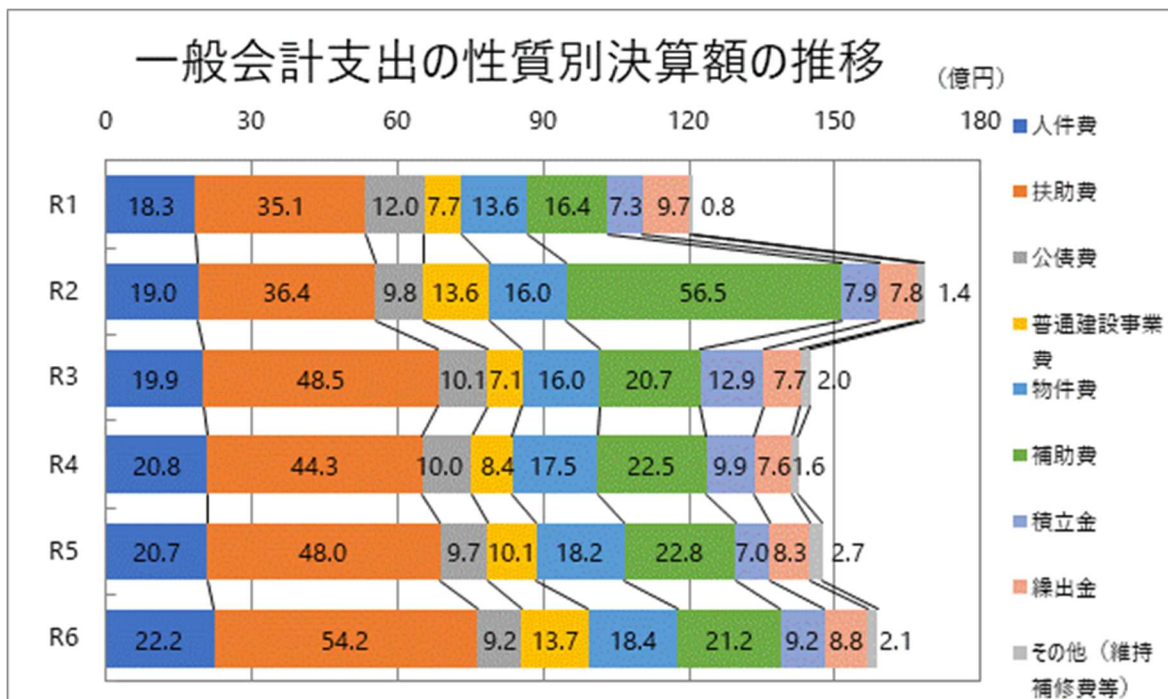
令和4年度以降、町税及び地方交付税が増加傾向にあり、臨時財政対策債の抑制が図られているが、これは社会情勢や国の動向により大きく影響されることから、楽観視することなく引き続き財源確保に努める必要がある。

※ 臨時財政対策債とは、地方交付税の原資が不足して国が地方に交付できない地方交付税のうち、半分について国債を発行し、残り半分について臨時財政対策債という地方債を発行することにより不足分を賄うものである。



(2) 歳出（性質別）

令和6年度決算における歳出総額では、令和5年度比11.5億円増の159億円となった。人件費は22.2億円で微増となっている。公債費は9.2億円で0.5億円の減となった。普通建設事業費は公私連携幼保連携型認定こども園整備促進事業などにより3.6億円増の13.7億円となった。扶助費は歳出総額に占める割合が高く、価格高騰対応重点支援給付金などにより6.2億円増の54.2億円となった。扶助費は5年前と比較するとおよそ1.5倍（19.1億円）に増加しており、コロナ禍以降続いている臨時的な経費や制度改正を除いても、社会福祉費や児童福祉費等の増額により令和6年度は前年度から約4億円増加している。今後も増大する社会保障に伴い増え続けていくことが見込まれる。

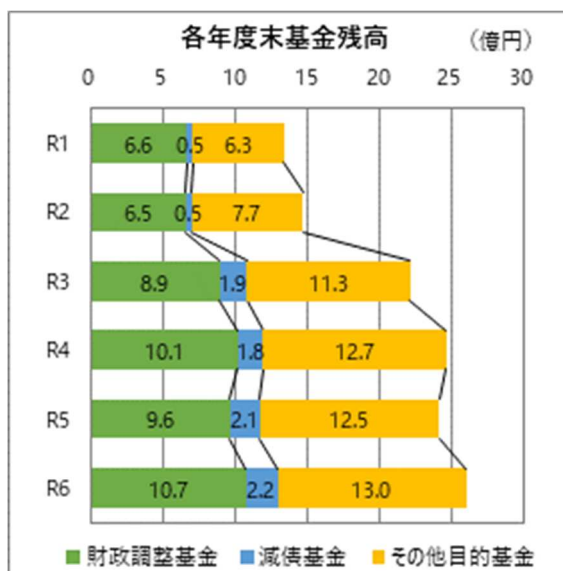
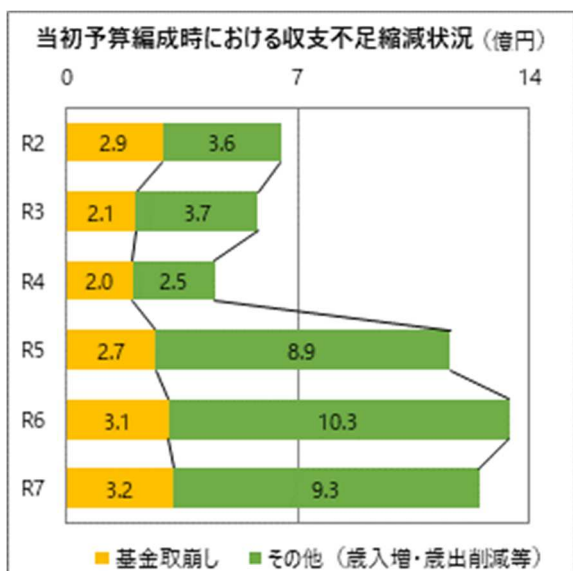


3. 本町の財政見通し

これまで本町は、当初予算編成において概算要求時に生じた収支不足を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応してきた。その結果、基金残高も大幅に減少し、予断を許さない財政状況が続いていたが、予算編成緊急アクションプラン（第二次）及び財政シミュレーションと対策の実行により、令和3年度から財政健全化に向けて多少の改善が見られていた。しかし、近年の物価高や人件費の高騰などの避けられない経費の増加により、財政状況は再び厳しさを増しているのが現状である。

また、令和5年度以降は当初予算編成時において概算要求時の収支不足額が毎年度10億円以上と大幅に広がっており、収支不足縮減に苦慮している。この収支不足は最終的に財政調整基金を取り崩して埋めており、このような状況が続くと再び財政運営が厳しくなるおそれがある。今一度、事業の優先順位を精査し、計画的に財源を確保し、事業を執行することで、今後も安定した財政運営が行えるよう努めなくてはならない。

このような中でも、国民健康保険の累積赤字早期解消や扶助費の大幅な増加、義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など、従来からの課題への早急な対応を迫られている。そのため、単独事業に対する補助金活用の検討や基金への積み立てを随時行うなど、計画的な財源確保が必要である。補助金に関して特に最近では、国・県の補助金だけではなく、民間や外郭団体などの補助金も増えている。視野を広げて情報収集を行うなど、創意工夫を図ることが必要である。



4. 予算編成方針

以上を踏まえ、厳しい財政状況の中であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。職員においては、現在の財政状況を念頭におき、前例踏襲することなく、再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、常に事業の意義と改善を意識し、自治体DXの推進に併せて行政改革を進め、行財政運営のスリム化・効率化を徹底することや補助金の積極的な活用による財源確保により、真に必要な町民サービスを提供できるような予算要求をすること。令和8年度予算は次にあげる事項に留意の上、編成することとする。

- 1 実行計画事務事業表に計上した額を上限とし、令和6年度実績を勘案して要求すること。
- 2 実行計画に計上した事業においても、課内で優先順位を十分精査し、安易に計画した事業すべてを要求しないこと。“あれもこれも”ではなく“あれかこれか”という選択と集中の視点で緊急かつ効果の高いものを優先的に要求すること。
- 3 地域等からの要望・要請に対する回答において、財政支出が伴うものについては、必ず事前に企画財政課と調整すること。懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をし、必要に応じ三役調整を行うこと。
- 4 安定的な財源確保の手段として、口座振替による納付の義務化を検討すること。加えて、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
※公金手数料の大幅値上げに伴う対応策として、収入では、口座振替やキャッシュレス納付の推進、支出では、支払回数を最小限に抑えること（例 リース契約における支払を年払い又は半年払いや四半期払いにできるか調整する、消耗品はまとめ買いを徹底するなど）。
- 5 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。事業が廃止となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討について早期着手すること。
- 6 補助金等を活用して新規事業を開始する場合は、町負担分が新たに生じることを意識し、十分な検討・調整を行うこと。その上で実施の判断となった場合は、「補助金等の終了をもって事業終了とする」旨を実施要綱に記載し、利用者への周知を十分に行うこと。また、すでに補助金等を活用して事業を行っている場合でも、ニーズや効果が薄れているものについては随時見直しを行うこと。
- 7 特別会計及び公営企業会計については、関係職員一人一人が事業経営者としてコスト意識を持ち、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、経営健全化に取り組むこと。